福岡、昭47不15、昭48.５．８

命　　令　　書

申 立 人　日本新聞労働組合連合

同　　日本新聞労働組合連合九州地方連合

同　　新九州新聞労働組合

同　　X_{1}

同　　X_{2}

同　　X_{3}

同　　X_{4}

同　　X_{5}

同　　X_{6}

同　　X_{7}

同　　X_{8}

同　　X_{9}

同　　X_{10}

同　　X_{11}

同　　X_{12}

同　　X_{13}

同　　X_{14}

同　　X_{15}

同　　X_{16}

同　　X_{17}

同　　X_{18}

被申立人　株式会社スポーツニッポン新聞西部本社

同　　新九州印刷株式会社

主　　文

1　被申立人は、昭和47年２月１日付で、X_3を副部長待遇とし、X_1、X_2、X_4、X_5、X_6、X_7、X_8、X_9およびX_{10}をそれぞれ課長待遇に相当する処遇とし、X_{11}、X_{12}、X_{13}、X_{14}、X_{15}、X_{16}、X_{17}およびX_{18}をそれぞれ主任に相当する処遇とし、同日以降その地位において同人らが受けるはずであった給与相当額を支払わなければならない。

2　被申立人は、新九州新聞労働組合に対し下記文書を交付しなければならない。

記

貴組合の組合員X_1氏他17名に対する昇格上の差別取り扱いは、福岡県地方労働委員会において不当労働行為であると判定されましたので、速かにその是正措置を講ずるとともに、今後貴組合の組合員であることを理由に不利益取り扱いをしないことを誓約します。

昭和　年　月　日

新九州新聞労働組合

執行委員長　X_{12}　殿

株式会社スポーツニッポン新聞西部本社

代表取締役　B_1

新九州印刷株武会社

代表取締役　B_1

3　その余の申立を棄却する。

理　　由

第１　認定した事実

1　当事者

申立人日本新聞労働組合連合は、全日本の新聞、通信およびこれと直接関連する産業に従事する労働者で組織する労働組合でもって、昭和25年に結成された連合体である。現在、加盟単位労働組合76組合、組合員は約30,000名である。

申立人日本新聞労働組合連合九州地方連合は、日本新聞労働組合連合加盟の九州地方にある単位労働組合でもって、昭和30年に結成された連合体で、現在、加盟単位労働組合15組合、組合員は約4,200名である。

申立人新九州新聞労働組合（以下「申立人組合」という。）は、被申立人スポーツニッポン新聞西部本社および新九州印刷株式会社の従業員でもって、昭和 23 年結成された単位労働組合で、現在組合員は 35 名である。日本新聞労連および九地連に加盟している。

申立人X_1、X_2、X_4、X_5、X_6、X_7、X_8、X_{10}、X_{13}、X_{11}は、新九州印刷株式会社に所属する組合員で、いずれも新九州新聞労働組合の組合員である。

申立人X_3、X_9、X_{12}、X_{14}、X_{15}、X_{16}、X_{17}、X_{18}は、株式会社スポーツニッポン新聞西部本社に所属する従業員で、いずれも新九州新聞労働組合の組合員である。

被申立人株式会社スポーツニッポン新聞西部本社は、昭和 30 年５月スポーツニッポン新聞大阪本社の西部支社として発足し、昭和 36 年９月スポーツニッポン新聞西部本社として独立した。肩書地に本社を、福岡市に福岡総局をおき、スポーツニッポン新聞の発行を業務とするものである。

被申立人新九州印刷株式会社は、昭和27年７月に発足し、現在、スポーツニッポン新聞の印刷を主とし、一部外注の普通印刷をも業務とするものである。

上記二社（以下「被申立人会社」という。）は、いずれも代表取締役をB_1とし、役員もほとんどが兼任をしている。肩書地の同じ建物内に同居し、相互に密接な連絡をもって業務を行ない、総合的に運営されており、従業員の賃金、職位、福利関係など両社は同様の取扱をしている。新九州印刷株式会社は、被申立人会社では印刷局と呼称している。従業員は、昭和47年８月本件申立当時、スポーツニッポン西部本社116名、新九州印刷株式会社76名、計192名である。

なお、被申立人会社には、申立人組合のほかに従業員 76 名で組織するスポーツニッポン新聞西部本社労働組合（以下「新労」という。）および従業員 13 名で組織するスポーツニッポン新聞西部本社従業員組合（以下「従組」という。）がある。また、ほかに親睦団体として新友会（会員５名）があり、従業員でこれら労働組合および団体に加入していない者が８名いる。

2　本件発生までの労使関係について

従来、申立人組合の役職に就任すると、会社の職制になることが通常なされており、俗にいう御用組合的色彩が強かった。そのような中で、昭和 36 年９月申立人Ｘ３が、執行委員長に就任したとき、はじめて賃金体系の確立と労働協約の締結を行なった。しかし、まだ、会社の役職者グループと８日会なる親睦グループをつくり、しばしば接触をたもつことが行なわれていたことが認められる。

ところが、昭和 39 年夏ごろから、８日会は自然消滅し、秋には、次に述べるような事情のもとで、いわゆる闘う組合へと脱皮するとともに組合分裂が起った。同年秋、読売新聞社が小倉に進出し、被申立人会社の中堅職員が次々と 25 人位ひき抜かれていき、社内に不安と動揺が起ってきた。再度選出されていたＸ３執行部は、これは賃金が安いためであると判断し、異例に、秋期に 2,500 円の賃上げ要求を会社に提出した。ちょうど同年 10 月 10 日から東京オリンピックの開催中であったが、その開会式当日をはじめとして 20 数波にわたり、いわゆるオリンピックストライキを行ない、結果としては賃上額 500 円余で妥結した。

ひきつづいて、年末一時金の要求にとりくみ、同年 12 月 14 日に再びストライキに入ったところ、会社は、編集局に従業員をあつめ、当時のＢ２代表取締役は、「これ以上出すと会社はつぶれる。組合執行部に言ってるけど了解してくれないので、皆様方に訴える」と宣伝をしたため、申立人組合は「会社の不況宣伝をきくな」と組合員に指令した。

これに対し、Ｂ２代表は「出ていく奴は首だ、荷物まとめて帰れ」、Ｂ３販売部長、Ｂ４整理部長も「皆聞け！きかん奴は出て行け」等と発言した。そのとき、Ｃ１、Ｃ２ら 20 名位の組合員が会社説得の場に残り、その者達は、翌 12 月 15 日新労を結成した。

その後、夜中に、新婚の組合員宅に上司が行き、新労への加入をすすめたり、小倉のバーやキャバレーなどに職制が若い組合員をつれていき、申立人組合からの脱退をすすめることがあった。また、新労づくりの中心になっていたＢ５が、組合員Ａにたいし顔が変形するほどの暴行を加え、脱退を迫った。

昭和 40 年４月頃には、Ｘ１２も、深夜、下宿に酒をのんだＢ５ら４～５人からひっぱり出され、ワイシャツが破れるほどの暴行をうけ、通りかかったパトカーに助けを求めることもあった。

また、被申立人会社Ｂ４整理部長は、組合員Ｘ９に対し、「Ｘ３についていくな、一緒におれば首になるぞ」といったことなどが認められる。

Ｘ３は、昭和 39 年秋期闘争ののち、昭和 40 年１月胃かいようで入院し、同年６月に職場復帰したが、その間に整理部副部長から、総務部付の普通社員に降格され、さらに同年 10 月には特別休職を申し渡され、翌年１月、「経営上の都合」を理由として解雇された。

それに反対して、闘おうとした申立人組合の当時の執行委員長Ｃ３にたいし、被申立人会社は、組合の反対をおして、管理課副課長というあらたなポストをつくって昇格配転をし、非組合員にさせた。

ひきつづいて、Ｃ４、Ｃ５、Ｃ６らが中心となって新友会を結成し、組合を脱退した。昭和 45 年 11 月には、Ｘ７と副委員長のポストを争って破れたＣ７を中心に従組が結成された。

３　被申立人会社の職制制度について

被申立人会社においては、昭和 43 年７月ごろ、職制制度が確立され局長、局次長、部長、副部長、課長、副課長、主任の役職が存在する。そして、各々、次のような（表１）の職務給ならびに職務手当が支給されており、それは、基準外手当、一時金・退職金の基礎に算入されるものである。

なお、部長以上の職位については、基準外手当は支給されず、職務給、ならびに職務手当の額は明らかにされていない。

表１

	副部長・課長	副課長	主任
職務給	1,000～1,500	700～1,000	500
職務手当	3,000～5,000	1,800～2,800	1,000～1,500

また、従来から、慣行として、職制の中で上位職につく要素を十分もっており、かつ、所属上位職の者がいる場合に、例えば主任であって副課長待遇を付与するというように、上位の待遇職を付与し、待遇職を付与された者には同等職の職務給ならびに職務手当が支給されている。

昇格に際して、被申立人会社は、昭和43年７月役員会の申合せにより、５つの基準、すなわち①人格（誠実）、②手腕（技術・熟練）、③責任（積極的な職務の遂行）、④リーダーシップ（指導性・協調性）、⑤貢献度（総合的な貢献度・勤務状態・健康をも配慮）を定め、文書化したと主張するが、これについて申立人組合との団体交渉ではその度ごとに異なる基準が提示されており、またＢ６印刷局長（取締役）は、印刷されたものはみたことがないと証言している。また、これらの基準について項目ごとの点数や評価基準は定められていない。

被申立人会社においては、昇格および人事異動は、定例的に、毎年２月１日を主とし、８月１日に補充の人事発令を行なってきた。

なお、被申立人会社は昭和47年８月１日付および昭和48年２月１日付の人事異動は行なっていない。

本件申立時における職制ならびに待遇職の部門毎人員は次の（表２）のとおりである。

役職者の職務の内容は、とりたてて管理の業務に従事するのではなく部長クラスまでは、普通社員と同様に、現場の業務をそれぞれ担当していることが認められる。

表２　　（役職兼任者 20 名を含む。）

職位／待遇	局長	局次長	部長	副部長	課長	副課長	主任	普通社員	計
・役員直属									
経理課				1	1	1	1	0	4
人事課			1					1	2
庶務課			1					5	6
事業部			1		1			0	2
・編集局	1	3							4
報道部			4	4	2		4	7	21
整理部			4				2	5	11
校閲部			1	3			1	5	10
資料課					1				1
・営業局	3	1							4
販売部			2	2	3	1	1	6	15
発送課			1			1	1	18	21
広告部			3		1		2	10	16
計算部			1					3	4
・福岡総局	1	1		3			2	5	12
・印刷局	1	1							2
活版部			3	1	3	1	7	32	47
管理部			1	1	1	1	3	10	17
印刷部			1	1			1	10	13
計	6	6	24	16	13	5	25	117	212

４　職制、待遇の組合間差別について

昭和 47 年２月１日付の昇格者は 28 名であったが、そのうち申立人組合員は１名、その前年 46 年度における昇格者は 26 名であったが、そのうち申立人組合員は、同じく１名である。

本件申立時において申立人組合員 35 名中、主任以上の職位ならびに待遇をうけているのは主住４名、副課長２名の計６名である。これに対し新労組合員は 76 名中、副部長・課長 12 名、副課長２名、主任 15 名、計 19 名、従組組合員は 13 名中、副部長・課長２名、主任２名、計４名、新友会は５名中、副部長・課長４名、主任１名、計５名、未加入者は８名中、副部長・課長３名、副課長１名、主任１名、計４名である。

また、これを年令、入社歴の比較においてみると、申立人組合員に社歴の古い者が多いけれども、昭和 39 年以前入社の者 88 名中、普通社員は 19 名であるが、そのうち、14 名が申立人組合員である。昭和 39 年以前入社の者の職位は、次の（表３）のとおりである。

表３

入社年	勤続年数	人員計	職位（待遇を含む）						
			局長	局次長	部長	副部長 課長	副課長	主任	普通社員
昭和26年まで	21 年以上	3		1	2				
27	20	10		1	4	3	2 (1)※1		
28	19	7	1	1	3			1 (1)※1	1
29	18	5		1	1	2		1	
30	17	9			2	2		2	3(3)※3
31	16	6		1	1	3			1(1)※1
32	15	5			1	1	2 (1)※1		
33	14	6				4	1		1(1)※1
34	13	7		1	1	2		2 (1)※1	1(1)※1
35	12	2			1	1			
36	11	7					1	4	2(2)※2
37	10	4			1	1			2(1)※1
38	9	8				1		3 （２）	4(4)※4
39	8	9						5	4(1)※1
計		88	1	6	17	20	6 (2)※2	19 (4)※2	19(14)※14

注（　）内は、申立人組合員数

※は、上記申立人組合員のうち、本件申立該当者数

また、年令 35 才以上では、普通社員は８名であるが、そのうち７名が申立人組合員であることが認められる。

なお、先に認定した組合分裂の経緯にみられる主要な者の、本件申立時における待遇

は次の（表４）のとおりであることが認められる。

表４

氏名	年齢	勤続年数		現在職位	申立人との比較
B$_7$	42	16	新労初代委員長	局次長	・X$_1$、X$_2$、X$_3$、X$_4$、X$_5$、X$_6$より入社遅い。
B$_5$	35	13	新労３代目委員長	部長	・X$_1$、X$_2$、X$_3$、X$_4$、X$_5$、X$_6$、X$_7$、X$_8$、X$_9$より入社遅い。
C$_4$	32	13	新友会結成者	課長	・同上、さらにX$_{10}$より入社遅い、不当労働行為で懲戒処分をうけたのち、３ヵ月間で降格。
C$_5$	32	14	新友会結成者	課長	・いったん退社し、再入社。申立人X$_8$と同年、X$_1$、X$_2$、X$_3$、X$_4$、X$_6$、X$_7$より入社遅い。
C$_8$	31	8	従組初代書記長	主任	・申立人組合員の誰よりも入社遅い。
C$_7$	39	16	従組現委員長	副部長	・X$_7$と副委員長を争い敗れて従組結成。X$_1$、X$_2$、X$_3$、X$_4$、X$_5$より入社遅い。
C$_3$	35	17	申立人組合委員からX$_3$解雇時点で非組合員の役職につく	部長	・申立人X$_5$と同年入社。

昇格の選考方法については、各部課の所属長が局長に申請し、局長が役員会へはかり決定することになっており、役員会では候補者として名前が上申されてこない従業員との比較検討は行なわず、当該被上申者の適否のみを判断するしくみになっていることが認められる。

５　申立人の個人別評価について

救済を請求している申立人各人の年令、勤続年数および現在の職位等は次の（表５）のとおりである。

表5

申立人氏名	年令	勤務年数	現職位	所属	備考	
					請求する待遇	組合役職名
X1	34	19.4	主任，副課長待遇	印刷局管理部 写真製版課	課長待遇	
X2	33	18.3	主任	〃	〃	
X3	39	16.10			部長待遇	執行委員
X4	35	16.9	普通社員	写真製版課	課長待遇	〃
X5	35	16.7	〃	〃	〃	
X6	35	15.11	〃	印刷局活版部 整備課	〃	
X7	37	14.7	副課長	印刷局活版部 組版課	〃	執行副委員長
X8	33	13.3	普通社員	印刷局管理部 写真製版課	〃	執行委員
X9	35	12.9	〃	編集局 整理部	副部長待遇	書記長
X10	33	12.6	主任	印刷局活版部 活字課出版係	課長待遇	
X11	26	10.11	普通社員	印刷局活版部 活字課	主任	執行委員
X12	37	10.10	〃	編集局 整理部	副部長待遇	執行委員長
X13	26	9.11	〃	印刷局活版部 活字課	主任	青婦副部長
X14	27	8.11	〃	営業局 発送課	〃	青婦部長
X15	30	8.10	〃	福岡総局 報道部	〃	
X16	32	8.10	〃	編集局 整理部	〃	執行委員
X17	30	8.5	〃	営業局 発送課	〃	
X18	35	7.6	〃	編集局 校閲部	〃	

（昭和47年8月申立時）

なお、X3は昭和40年当時整理部副部長の地位にあったが、胃かいようで入院したさい総務部付普通社員に降格、同41年1月1日付解雇された。同45年8月26日福岡高裁で地位保全仮処分判決が確定後被申立人会社は同人に対し、賃金相当額を支払っているが復職を認めていない。

救済を請求している申立人に対する評価は次のとおりである。

1．X3

X3について、被申立人会社は、昭和30年4月28日入社、整理部勤務、同40年10月1日特別休職、同年12月31日特別休職満了につき退社とのみ述べており、部長待

遇の請求の適否についての反論はない。

先に述べたように、X3は、昭和39年の秋の賃上げ闘争の指導の頃から、組合指導について、被申立人会社と対立的になってき、昭和40年1月の病気入院の際には、異例の降格をうけ、さらに同年10月には特別休職、3ヵ月後に経営上の都合として解雇されている。同人について、申立人は、入社以来仕事の上でもその業績がすぐれ、会社も評価して、昭和36年4月主任翌37年1月には整理部、副部長として異例の昇格をうけ、同37年5月から、部長不在のため実質上部長の仕事を代行してきた。また昭和37年当時、X3と同様、副部長であった者は、現在すべて部長待遇に格付されているので、当然、差別がなかったなら、部長としての待遇をうけている筈だと主張している。

2．X9（編集局整理部）

X9について、被申立人会社は、整理部の最古参であるが、与えられた分だけ消化する程度で積極的なアイデア提案などがなく、指導性、協調性がなく、貢献度低く、無断職場離席も多いと主張しているが具体的な立証については、B8証人が、X9の整理したもので、見出し面がなかったりしたことがあると聞いていると証言したのみで、他に立証はない。

同人は、5年間にわたって、申立人組合の書記長であるが、整理部に13年間勤務し、現在、普通社員である。申立人は、同人についてX9の整理技術は卓越しており、現在の副部長や主任をはじめ、多くの人を教育してきたものであり、X9と同じく昭和34年入社の者はX9以外すべて主任、課長、部長等になっており、新労の執行委員をしてきたC9や、現在の同労組執行委員C10は、昭和46年8月付で整理部主任になったが、C9はX9よりあとの入社で、C10は、一たん退社し、昭和44年再入社したばかりであり、これらの者と比較しても、X9は、同人らより高く、少なくとも副部長待遇を請求すると主張している。

3．X12（編集局整理部）

同人について、被申立人会社は、前記X9と同様の主張をなし、具体的立証は何もな

していない。

X_{12}は、7年間にわたって申立人組合執行委員長であるが、社歴10年余整理部のみに勤務してきたもので普通社員である。申立人は、同人について、X_{12}は絵が得意でありその美的感覚を生かして、紙面構成などをしていき、正月紙面の構成について、かつて、被申立人会社からほめられた経験もあるが、被申立人は同人が申立人組合の委員長をしているため不当な差別をしており、前記X_{9}の所で述べたように、新労のC_{9}、C_{10}らと比較しても、同人らより高く、少なくとも副部長待遇を請求する、と主張している。

4．X_{16}（編集局整理部）

同人について、被申立人会社は、整理部9年の経験者としては、積極性に欠け、リーダーシップに乏しく、アイデア提案もないと主張しているが、B_{8}証人の立証では.正月紙面のつくり方が優秀だということで代表賞をうけたことがあると証言したのみで、具体的に主張をうらずける立証はない。

X_{16}は、5年にわたって申立人組合の執行委員であり、勤続9年弱である。申立人は、同人について、昭和44年に代表賞、同45年に編集主幹賞を正月紙面作成について受けたが、連続2年個人表彰されたのは他におらず、日頃も業務に精励しているが、昭和38年に入社した者8名中、X_{16}ら申立人組合員以外は、すべて主任以上に格付されており、また、X_{16}よりあとに入社した者では、従組づくりの初代書記長であるC_{8}をはじめ16名のものが同人より優遇されており、少なくとも同人は、主任を請求すると主張している。

5．X_{18}（編集局校閲部）

同人について、被申立人会社は、入社時所属した校閲部の作業が理解できず、整理部に異動しても十分作業ができず、再び校閲部に異動したが、技術、スピード、積極性、指導性、協調性なく貢献度が低いと主張している。具体的立証では、B_{8}証人は、すべて部長の報告をきいただけであるとして、具体的にこの主張をうらずける立証はなしていない。

同人は、昭和 39 年８月入社、勤続７年余である。申立人は、同人について、昭和 45 年に新労を脱退して、B_1代表と、従組結成の主謀者であるC_7との結びつきを暴露し、校閲部ではX_{18}がただ一人申立人組合に残っているため、従組に加入しない限り主任にしないと恐迫されている実情であり、X_{18}より後に入社した者では、前述のC_8をはじめ 12 人が部長、副部長、主任等に格付けされているのであり少なくとも主任を請求すると主張している。

６．X_{15}（報道部福岡総局）

同人について、被申立人会社は、カメラマンのベテランとして、経験も豊富で技術優秀であり、カメラマンとしての責任も強いが、一匹狼的存在で、指導性、協調性がない、と主張している。

X_{15}は、昭和 38 年４月入社、９年弱の経験をもつカメラマンである。申立人は、同人について、業績については会社も難点をつけることできない、特に、ハイジャックのよど号事件では、X_{15}のとった写真は世界的に有名なＵＰＩ通信社からの表彰状をうけ親会社の週刊誌サンデー毎日やライフの表紙にも使われている、また協調性がないというのは、ためにする口実で、一匹狼的資質は優秀なカメラマンとして当然であり、X_{15}と同年入社の者のうち、申立人組合員数名以外はすべて主任以上に格付されており、X_{15}よりあとに入社した者も 18 名が、主任以上に格付されているので、申立人組合員としての差別を受けなければ、少なくとも主任以上を受ける筈である、と主張している。

７．X_{14}（営業局発送課）

同人について、被申立人会社は、ベテランで技術優秀、積極性、責任感もつよく指導性も十分あり、出勤状態、健康も良く、申し分なしと述べており、被申立人会社申請のC_{11}証人は、ここ４～５年、同人に対し、発送での中心的業務である紙読み作業の課員への指導を課長として指示していることを証言している。

X_{14}は、昭和 38 年３月入社し、現在、申立人組合の青年・婦人部長である。申立人は、同人について、業務の成績については、会社も同人に難点をつけることが出来ず、

同人と同年入社の者は、申立人組合員数名以外はすべて主任以上に格付けされており、後で入社した者も18名が、役付になっており、発送課で役付が足りないのに発令しないのは、同人や、後述のＸ17ら申立人組合員以外いないため、同人らを差別するために役付にしていないとしかいえないので、少なくとも主任以上を請求する、と主張している。

８．Ｘ17（営業局発送課）

同人について、被申立人会社は、古参としての責任感をもっているが、指導性、協調性に若干欠ける他は、普通と主張している。同人は、前記Ｘ14と同様、発送での中心業務である紙読み作業にたずさわっているとＣ11証人は証言している。

申立人は、同人について、昭和38年９月入社で、前記Ｘ14と全く同様の状態にあるため、申立人組合員としての差別を受けなければ、少なくとも主任に格付けされるべきであると主張している。

９．Ｘ10（印刷局活版部活字課出版係）

同人について、被申立人会社は、一人一係で平版印刷に従事し、経験も長く技術優秀であり、責任感も強く、指導性・協調性申し分ない。勤務状態も良く、貢献度も高い、活字係に５人の主任がおり、丁度中間に同人は位置している、と主張立証している。

同人は、ただ一人で平版の普通印刷を受持っている。申立人は、同人について、昭和34年８月入社以来無遅刻・無欠勤であり、しかも月平均50時間の残業をして、勤務に精励しており、同人より後に入社したＣ4は、新友会づくりをして、課長までトントン出世した中で今日まで申立人組合にがんばっているおり、同人の仕事等からみても申立人組合員であるための差別を受けなければ、少なくとも課長待遇を受ける筈であると主張している。

10．Ｘ7（印刷局活版部組版課）

同人について、被申立人会社は、技術は高く評価できるが、副課長としての積極性・指導性に欠けると主張しているが、会社側証人Ｂ6は、会社の昇格基準にてらして、課

長に出来ない根拠はなく、資格はあり、特に最近は、副課長にふさわしい仕事をしている、と証言している。

同人は、組版課副課長の位置にあり、11 年間にわたり申立人組合の役員をし、現在は、副委員長である。申立人は、同人について、欠勤もなく、「組み替」「半ぱ組」などのように高度の技術を有する仕事については、整理部から同人に指名が要請されるほど、手腕の正確さとスピードは定評があり、会社は、副課長としての指導性に欠けるという根拠として、大組の仕事のみをし、植字係をみないと述べているが、組版課の役付者中副部長のＢ５、Ｃ１２、課長Ｃ１３、主任Ｃ１４の４名が植字係の仕事に専らたずさわっており、大組係は、同人と主任Ｃ１５の２名がたずさわっているのみであり、植字係をみないので、という会社の理由は、差別の口実にすぎないのみならず、同人は植字の仕事もすることがあり、より一層の負担を負っているのが事実であると主張する。

同人より５年遅く入社し、同人の部下であったＣ１３は、新労組員で、現在、同人をおいこして、課長となっているが、その理由について、被申立人会社申請のＢ６証人は役員会では、Ｃ１３、Ｘ７の両名の名前が上申されれば比較するが、Ｃ１３のみが、所属長より上申されるため比較していないと証言している。

申立人は、同人と同年入社の者では、特別の事情ある者以外は、同人を除いて、副部長以上に格付されており、差別がなければ、少なくとも、同人は課長待遇以上を受ける筈である、と主張している。

11. Ｘ１３（印刷局活版部活字課）

同人について、被申立人会社は、優秀なる技術をもち、積極性、指導性、協調性もあり、貢献度も高いと主張・立証しており、これに反する証拠はない。

同人は、昭和 37 年３月入社で、現在、申立人組合青年婦人部副部長である。申立人は、同人について、同人の仕事の正確さとスピードは、職制も歯がたたず、その点は会社も認めているが、昭和 37 年入社の者は、３人で、副部長に格付された者もいるのみならず、同人よりあとに入社した者で、同人より優遇されている者は 20 人にのぼる

のであり、同人が、申立人組合員であることの差別がなければ、少なくとも主任に格付さるべきである、と主張している。

12. X_{11}（印刷局活版部活字課）

同人について、被申立人会社は、10 年余の経験者であるが、採字能力低く作業態度に落ち着きがなく、性格やや軽卒で、指導性期待できないと主張する。

同人は、昭和 36 年３月入社で、７年にわたって、申立人組合執行委員の地位にある。申立人は、会社の主張は、全く事実に反するものであり、過日の団体交渉の席で、すべて会社主張はひっくりかえったといい、同人は前記X_{13}とともに文選のベテランであり、主任のC_{16}、C_{17}らよりも同人の採字能力は秀れており、同人は、従来の文選と最近導入された写植作業の両方をこなせるベテランであり、活字課は組合破壊攻撃が積極的に行なわれた職場であるが、同人は暴力にも屈せずがんばっており、３名までにへっていた職場組合員が、最近８名にまでふえたのは、同人の働きが大きく、同人と同年入社の者８名中、同人と申立人組合員X_{12}をのぞく全員が、すべて主任以上に格付されているのであり、申立人組合員としての差別をうけなければ少なくとも主任の処遇をうけるべきである、と主張している。

13. X_{6}（印刷局活版部整備課）

同人について、被申立人会社は、昭和 43 年に写真製版課から、整備課に異動したが、その際、異動拒否をして出勤停止５日の処分をうけた。しかし、優秀な技術をもち、まじめに責任をもって仕事に当っている。指導性、協調性もめざましく勤務状態も良好で貢献度も高いと主張し、それに反する証拠はない。

X_{6}は、昭和 31 年入社勤続 15 年である。同人について申立人は、43 年に整備課へ不当配転をうけたが、現在の課は、C_{4}課長と停年退職者の嘱託１名とX_{6}の３名であり、C_{4}課長は病弱で長期欠勤が多い中で実質的にX_{6}１人が仕事をしているし、月に70～80 時間の残業まで行なっている、同人と同じく昭和 31 年入社した者は５名で、同人以外は、すべて副部長以上の待遇をうけているし、同人より遅く入社した者のうち 47 名が、主任以上、局長までの待遇をうけ、具体的にC_{4}課長も若輩であり、新友

会づくりをして出世したのであり、同人の弟も同社にいるが、新労加入のため主任となっているのをみても、申立人組合員であるための差別をうけなければ、少なくとも課長待遇をうける筈である、と主張している。

14. X_1（印刷局管理部写真製版課）

同人について、被申立人会社は、経験も長く、相当の技術をもち、現職務に責任もって当っており、指導性、協調性にやや欠けるところがあるが、それは、同年輩が多いためと考えられ、勤務状態良好である、と主張している。

同人は、昭和 27 年入社、勤続 19 年余で、全従業員中、12 番目に古い者であり、現在副課長待遇をうけている。

申立人によれば、同人は、組合分裂以前入社の最古参の組合員として、信頼を集めているおり、勤務状態は、遅刻・欠勤・病欠もなく、仕事に打ちこんできた優秀な技術者で、特に腐食係として抜群の手腕をもち、同人と同年入社の者は、同人以外すべて、課長以上に格付されており、同人より若輩でも 39 人が課長以上の待遇をうけており、それらは、組合分裂に主導的役割を果した人を中心としているので、同人は申立人組合員としての差別を受けなければ、少なくとも、課長待遇以上に格付けされるべきである、と主張している。

15. X_2（印刷局管理部写真製版課）

同人について、被申立人会社は、製版技術は優秀であり、指導性はやや消極的だが、他に問題はない、と主張している。

同人は、昭和 28 年 11 月入社であり、18 年余、写真製版に従事してきたもので現在主任の地位にある。申立人は、同人について、X_1と同様、最古参の組合員として信頼をあつめており、無駄口をたたかず、業務に精励しており、特に、最高の技術を要するライトテーブルでは、後記X_5とともに名人芸で、整理部から名指しで、作業を要請されている程で、同年入社は４名であるが、同人を除いてすべて、部長以上の待遇をうけ、同人より若輩でも 39 名が、副課長以上に格付けされており、同人が申立人組合員としての差別をうけなければ少なくとも課長待遇以上に格付けされるべきである、

と主張している。

16. Ｘ4（印刷局管理部写真製版課）

同人について、被申立人会社は、技術その他すべて普通であるが、時々小さなミスがあると主張しているが、被申立人会社側申請の証人の証言によると、ミスは、誰でもがある程度やるもので、大勢に影響はないと述べている。

同人は、昭和 30 年５月入社、16 年間、製版作業に従事しており、現在普通社員である。申立人によると、団体交渉の席上でＢ6印刷局長は、「Ｘ4は、ベテランで、立派であり、文句を言う点はない」と賞讃したほどで、自主的に早出をして、後輩の技術指導に当り、また、深夜まで残業するなど業務に打ちこんでおり、しかも、毎日新聞社で使い古された古い機械を自ら、近代的に改造して業務に生かすなどのこともしており、また同人は、同年入社のＸ3が解雇されたときに、仲間に不当性を訴え裁判の証言にたつなどの活動をし、昭和 40 年５月には、Ｂ9工場長から、前記Ｘ1や後記Ｘ5とともに脱退勧誘をうけたが、拒否してがんばってきた、そのような活動と申立人組合員としての差別をうけ、同人より若輩で役付にあるのは 50 名もおり、その中には、同課のＣ6副課長もいるが、Ｃ6は、１日１枚の修正作業しか出来ない日もあるほどで極端に働きぶりは悪いが、新友会づくりのため、Ｘ4等申立人組合員に先がけて副課長待遇をうけているおり、同人は、少なくとも、課長待遇以上に格付けされるべきである、と主張している。

17. Ｘ5（印刷局管理部写真製版課）

同人について、被申立人会社は、製版技術は優秀で、作業に積極性あり、責任感もつよい、潜在的指導力、協調性はあると思うが現在はあまり発揮されていない、総合評価は良であると主張している。

同人は、昭和 30 年７月入社、一貫して、写真製版業務にたずさわってき、現在、普通社員である。申立人は、同人についてＸ4と同様、Ｘ3解雇撤回闘争をつづけ、また、執拗な脱退説得をうけながらも、申立人組合員としてがんばっている。仕事の面でも無遅刻・無欠勤であらゆる作業をこなすベテランで、特に、ライトテーブルでは、申

立人X_2とともに第一人者であり、同年入社の者は、申立人組合員をのぞきすべて役職についており、同人より遅く入社した者も 50 名が主任以上の位置にあることからして、同人は.申立人組合員であるための差別を受けなければ、少なくとも課長待遇以上を受けるべきであると主張している。

18 ． X_8（印刷局管理部写真製版課）

同人について、被申立人会社は、製版技術は優秀であり、その他は普通、性格やや軽卒と主張している。

X_8は、昭和 33 年 11 月入社、以来 13 年間にわたって、製版課修正係に勤務し、現在、普通社員で４年にわたって申立人組合執行委員の位置にある。申立人は、同人について、13 年間、無遅刻無欠勤で業務に励み、修正の鬼といわれるほどであり、その仕事の能率も高く、出来映えも鮮やかである、同人と同年入社の者は５名いるが、同人以外はすべて、課長以上に格付されており、同人より若輩の者も 36 名が役職についており、その中には、同人と同年入社であったが、途中読売新聞社に転職し、再度入社したC_5は、新友会づくりをした結果、課長となっていることからしても、同人は、申立人組合員としての差別を受けなければ少なくとも課長待遇以上に格付されるべきであると主張している。

第２　判断および法律上の根拠

申立人は、被申立人会社が申立人組合の組合員を差別して昇格させず、そのことによって賃金に不当な差別をつけていることは、労働組合法第７条第１号および同条第３号に該当する不当労働行為であると主張し、その救済として前記第１、５に掲げる（表５）の備考欄「請求する待遇」記載のごとく申立人をそれぞれ昇格すべきこと等を請求する。

これに対し､被申立人会社は､人事異動は必要な状況にこたえて各部門の実情に対応し、公平に実施してきたものであり、現在以上に職制機構を拡大し、職制を増加することは作業遂行上不必要であると主張して、その棄却を求める。

以下、これについて判断する。

１　被申立人会社における職制制度として、局長、局次長、部長、副部長、課長、副課長、

主任があり、さらにこれらの待遇職を設け、同等職の職務給ならびに職務手当が支給されていることは前記認定のとおりである。

申立人の救済として請求する部長以下の待遇職についてみると、

⑴　被申立人会社は昇格基準として、①人格、②手腕、③責任、④リーダーシップ、⑤貢献度をあげ、これが昭和43年7月の役員会で申し合されたとするが、被申立人会社側申請の証人の証言に徴するもかかる基準がその後の人事異動に際し確実に存在していたか疑わしいばかりでなく、また、被申立人会社は昇格に際し各部課の所属長が適否を判断して局長に申請し、役員会において決定されるとするが、その際の相対的評価を合理的に判断するにたる資料がないこと。

⑵　被申立人会社における職制と普通社員との比率をみると各部課の実情により異なることは認められるが、全社的には約半数近くの者が職制であり、また職制には特に定員は定められていないこと。

⑶　担当業務の実態は、部長までは上位職者も下位職者と事実上同様の業務に従事しており、それぞれの職務権限についても明確ではないこと。

⑷　被申立人会社における賃金は、同一年令同一賃金を基本とする同一賃金体系にもとづいて支給され職制に支給される職務給ならびに職務手当は、これに加算して支給されるものであること。

以上のこと等から判断すると、被申立人会社における待遇職の実態は、業務遂行上の指揮監督のための職位というよりも、主として従業員の経済的処遇を内容とする職位であるとみるのが相当である。なお、主任については、現在その待遇職は採用されていないが、前述同旨のものと考えることができる。

昇格人事は、一般的には使用者が従業員としての多要素的評価にもとづいて行なわれることはもとよりいうまでもなく、また被申立人会社は年功的な考え方を是正すべきことを主張するが、被申立人会社における昇格人事の運用についてみるに、本件審査に提出された諸資料を総合しても、これを客観的な基準として推知しうるにたりるものは、主として従業員の勤続年数であると認めるのほかないのである。

2　申立人組合の組合員の処遇について

前記第１、４に認定のごとく、昭和 46 年および同 47 年における昇格者中申立人組合の組合員は著しく少ないこと、また現在の職制在籍者をみても申立外の他組合の組合員その他の者に較べて、相対的に少ないことが認められるが、これを勤続年数についてみると、昭和 39 年以前に入社の者 88 名中 19 名が普通社員で、そのうち 14 名が申立人組合の組合員であること。又、年令的にみると、35 才以上の普通社員８名中７名が申立人組合の組合員であることが認められる。これらのことは、当該組合員に特別の事情が認められない限り、昇格人事としてその構成上不自然であり、申立人組合の組合員が他の従業員に比して格別低位に格付けされていることが推認されるのである。

ところで、本件救済を請求している申立人X_1ら 18 名は、いずれも昭和 39 年以前に入社し、同一勤続年数の者と比較すると、申立組合の組合員を除く平均職位よりも低位であるばかりでなく、そのうち前記 14 名の普通社員を含め 15 名は最下位職位にあり、他の従業員と較べ著しく不均衡であることが認められる。これら申立人に対する昇格基準の適用について、その評価が抽象的で具体性に乏しいこと、かつ同人らを格別低位に格付しなければならない特別の理由も認められないばかりでなく、むしろ、そのなかには、能力、技術および勤務態度等について被申立人会社も優秀ないし良好と認める者も多いことからして、同人らに対する現在の職位の格付は昇格上の不合理な差別取り扱いにもとづくものであると判断される。

3　不当労働行為の成否について

申立人X_1ら 18 名に対する昇格上の差別取り扱いは前記判断のとおりであるが、これら該当者が昭和 39 年以前に入社の申立人組合の組合員 20 名中 18 名の大多数であり、残余の２名も主任にすぎないこと、およびこれら 18 名中には申立人組合の組合役員の大多数の者（10 名）が含まれていること、ならびに前記第１、２に認定のごとく被申立人会社の申立人組合に対する態度、なかんづく昭和 39 年組合分裂以後の複数組合併存の状態から考えて、申立人らに対するかかる昇格上の差別取り扱いは、同人らが申立人組合の組合員であることを理由とする不利益な取り扱いであり、また、このことによっ

て被申立人会社は申立人組合の弱体化を企図したものと判断され、労働組合法第７条第１号および同条第３号の不当労働行為に該当する。

４　救済の措置について

本件救済については、被申立人会社の職制制度における待遇職の実態を考慮し、特別の事情の認められない申立人らの救済としては、その勤続年数に基づく平均職位相当の取り扱いをすることを妥当と思料する。

したがって、申立人X_1、X_2、X_4、X_5、X_3、X_6、X_7、X_8、X_9およびX_{10}については、同人らを除く同人らと同程度の勤続年数の従業員の平均職位は、課長相当と判断され、同人らを課長待遇と同程度の取り扱いをすることを相当とするが、そのうちX_3については、同人が昭和 41 年１月１日解雇以前において既に副部長であったことが認められるので、副部長待遇とすることを相当とする。

また、申立人X_{11}、X_{12}、X_{13}、X_{14}、X_{15}、X_{16}、X_{17}およびX_{18}については、同人らを除く同人らと同程度の勤続年数の従業員の平均職位は、主任相当と判断されるが、被申立人会社においては、現在主任待遇職が存在していないので、主任に相当する取り扱いをすることを相当とする。

本件救済の措置によって、申立人らのうちには、現在の職位に比べ、直近上位職以上の上位職位該当の待遇職を付与される者がある。この点に関し、被申立人会社は、昇格人事は、直近上位職位への昇格以外にはないと主張する。しかしながら、被申立人会社の主張は、通常の昇格人事においては、これを肯認することができるが、本件救済の措置は、前記判断のごとく、申立人らに対する現在の職位上の格付け自体が被申立人会社の不当労働行為によるものであることからして、かかる不利益取り扱い是正のための措置としてはやむをえないものであり、しかも、前記判断のごとく、被申立人会社における待遇職の性格からしても実現可能なことであると判断される。また、本件救済の措置により、部課によっては、被申立人会社が必要だと主張する職制の数を上回り、また、現にいる職制との間に序列の変更を生ずるものがあるが、被申立人会社における待遇職の性格および各部課相互間の人事異動が少ない事情等を考慮すれば、所属部課によって

従業員のかかる処遇に差異を生ずることは不合理であるから、全社的に公平な運用のための措置が講ぜられるべきものと思われる。

なお、申立人らに支給される職務給ならびに職務手当については、主任の職務給を除いて、それらの金額に幅のあることが認められるが、それらの査定については、これを判断するにたる合理的かつ具体的な疎明がないので、それらの支給にあたっては、それぞれの平均額を支給することが適当であると考えられる。

よって、労働組合法第 27 条および労働委員会規則第 43 条の規定により、主文のとおり命令する。

昭和 48 年５月８日

福岡県地方労働委員会

会長　副　島　次　郎